

第六回 国会衆議院運営委員会議録 第

二十一号

三一六

人事官彈劾訴追手続規程案起草の件
国會議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部改正に関する件
議員会館運営規則に関する件

○大村委員長 これより会議を開きます。

まず会期延長の件を議題といたします。
す。事務総長より説明を願います。

○大池事務総長 今朝の本会議の散会後
直後に官房長官から議長まで、政府の
意向といたしまして重要議案の成立を
望んでおるけれども、それには会期が
本日一ぱいでござりますので、少しむ
りではないかと思われるから、参議院
と十分御協議の上に、かかるべく延長
方について配慮を願いたい。こういうう
意味合いの申入れがあつたのであります
す。そこで参議院と協議をする前に、
議長としては衆議院の方の常任委員長
の方の意向を徵しなければならない法
規上の規定になつておりますので、参
議院とこの点について協議をする前提
といたしまして、常任委員長の意向を
徴し、かつ運営委員会に御諮詢を申し
上げてこの点をとりはからいたいと考
えまして、十二時に常任委員長会議を
開く予定にいたしておつたのであります
す。そうしております間に、その後十
時ころでございますが、参議院の運
営委員会で三日間会期を延長したいと
いうことに一致をしたそうであります
す。そこで参議院の議長から本院議長
に、ぜひこれに同調を願いたいという
意味の協議の申出が参ったのであります

す。従つて本院では常任委員長会議をさつそく開きまして、約二時近くになりましたが、その結果は、参議院の方で三日の会期を必要とするということで、参議院議長から本院に同調方の申入れがあつたのであるから、本院は当然これに同調すべきものである。従つて三日間の会期を延長することがしかるべきだ、こういうことで三日間の延長を願いたいということの常任委員長の意見でございました。実はそういうことを議長から申し上げますとともに、当運営委員会にお詫びをいたしまして、これに対する御处置方について御協議を願いたいと思います。

○大村委員長　ただいま御要求の官房長官が出席になりましたから、どうぞ……

○神山委員　ちよつと事務総長にもう一ぺん確かめておきたいのですが、参議院へは政府から会期延長を申し込んだのですか。

○大池事務総長　参議院の方からは、別に政府から会期延長の申入れがあつたから云々ということは申し出で来ておりません。ただ参議院の方では、正規の手続を経て運営委員会に説明され、三日間の会期を延長したいということに意見が一致した、そこで参議院議長は衆議院議長に、これに同調してもらいたいという意味の申出があつたわけであります。参議院がそういうような御決定をいたしました経緯については私ども存じておりませんが、たゞ参議院から正式に私どもの方へ申入れ

がある前に、官房長官から延長方について、参議院と御協議の上でしかるべき配慮を願いたいという意味の申出が、議長まであつたのでありますから、ちよどく官房長官から参議院側にも、同様の意味のお話があつたかどうかは、私ども存じておりません。

○神山委員 それは官房長官の方から、こちらの議長の方に申入れがあつたのですか。

○大池事務総長 そうです。

○神山委員 いつの何時ですか。

○大池事務総長 それは今朝の本会議の散会直後で、ほぼ九時半ころだそうでござります。

○神山委員 私の方から総理の出席を要求しておるのでですが、これはどうなりましたか。

○大池事務総長 総理と官房長官との御要求がありましたが、事務的には交渉をいたしましたけれども、総理は少し御都合がありまして、御出席ができない。従つて官房長官がかわつて出て来るということでおいでを願いました。

○神山委員 官房長官では総理のかわりにはならないからこそ、今まで何度も総理を呼んでおるのです。それをきようになつて、また官房長官が出て来るということは無意味です。ことに官房長官に聞きたいという要求が社会党からありましたし、私の方でも事務的なことは官房長官に聞いてもよい。しかし私どもとしては吉田君に聞きたいことが特にあつて、前から留保してあるのです。今度も特に要求してある

委員会その他においては、このごろは、なかなか勉強して出て来る。参議院の運営委員会には総理は早起きをして出ておる。それでいてどうして衆議院運営委員会には出て来ないのだ。それをはつきりしてもらいたい。衆議院をなめておるのか、それとも参議院の工作上、特に総理が出席されたのか、こういう問題も出て来る。私たちとしては衆議院をなめて出て来ないというふうに解釈せざるを得ない。だからくわんでも総理の出席を要求します。

○石田(博)委員 これはあなたの方から要求があつて、その要求があつたことを委員長が成規の手続をとられた。それによつて返答があつたのですから、そういう御議論をされてもしようがない。だからこれは、委員会としては強制的に出席を要求するものか、どうかということをおきめ願つた方が早い。

〔発言する者あり〕

○大村委員長 静爾に願います。

○椎熊委員 会期延長の問題ですが、これは私どもの十分考え方なればならないことです。が、先般来たび／＼総理の出席を要求したけれども、総理が出来ないのでです。参議院には行く。会期もないのですし、ここにも一度くらい総理が出てもらつた方がよいだらうと思う。官房長官が幸いにお見えになつておるから、よく御相談になつて、一度ぐらいは衆議院の運営委員会に出た方がよいぢやないか。少し衆議院を軽視しておるという感を抱かざるを得な

<p>委員外の出席者</p> <p>議長 岩本 信行君 副議長 岩本 喜重郎君 議員 土井 直作君 議員 玉井 祐吉君 議員 佐竹 晴記君 事務総長 大池 順君</p>
<p>十一月三十四日</p>
<p>委員土井直作君及び吉川久衛君等任 につき、その補欠として松井政吉君 及び竹山祐太郎君が議長の指名で委 員に選任された。</p>
<p>会期延長に関する件</p>
<p>人事官彈劾訴追に関する法律案及び</p>

す。そこで参議院と協議する前に、議長としては衆議院の方の常任委員長の方の意向を微しなければならない法規上の規定になつておりますので、参議院との点について協議をする前提といたしまして、常任委員長の意向を徴し、かつ運営委員会に御諮詢を申し上げてこの点をとりはからいたいと考えまして、十二時に常任委員長会議を開く予定にいたしておつたのであります。そうしております間に、その後十一時ごろでございますが、参議院の運営委員会で三日間会期を延長したいということに一致をしたそうであります。そこで参議院の議長から本院議長に、ぜひこれに同調を願いたいという意味の協議の申出が参ったのであります。そこで参議院と協議する前に、議長としては衆議院の方の常任委員長の方の意向を微しなければならない法規上の規定になつておりますので、参議院の方からは、正別に政府から会期延長の申入れがあつたから云々ということは申し出て来ておりません。ただ参議院の方では、正規の手続を経て運営委員会に諮つた上、三日間の会期を延長したいということに意見が一致した、そこで参議院議長は衆議院議長に、これに同調してもらいたいという意味の申出があつたわけであります。参議院がそういうふうな御決定をいたしました経緯については私ども存じておりませんが、ただ参議院から正式に私どもの方へ申入れ

○神山委員 官房長官では総理のかわりにはならないからこそ、今まで何度も総理を呼んでおるのです。それをきようになって、また官房長官が出て来るということは無意味です。ことに官房長官に聞きたいという要求が社会党からありましたし、私の方でも事務的なことは官房長官に聞いてもよい。しかし私どもとしては吉田君に聞きたいことが特にあつて、前から留保してあるのです。今度も特に要求してある御要求がありました。事務的には交渉をいたしましたけれども、総理は少し御都合がありまして、御出席ができない。従つて官房長官がかわつて出て来ることでお願いを願いました。

い。だからこれは、委員会としては強制的に出席を要求するものか、どうかということをおきめ願つた方が早い。

〔発言する者あり〕

○大村委員長 静闇に願います。

○椎熊委員 会期延長の問題ですが、これは私たちの十分考えなければならぬことですが、先般来たびく総理の出席を要求したけれども、総理が出来ないので参議院には行く。会期もないのですし、ここにも一度ぐらいい総理が出てもらつた方がよいだろうと思ふ。官房長官が幸いにお見えになつておるから、よく御相談になつて、一度ぐらいは衆議院の運営委員会に出た方がよいぢやないか。少し衆議院を軽視しておるという感を抱かざるを得な

1

い。そういう意味合いで政府は、ひと
つ進んで総理大臣を出席せしむべきで

意味の申入れをいたした次第であります。会期の期日その他のことについ

ときには、政府の方では副総理が出る
ということは今までもあつた。これは

入れがあり、参議院の方からも協力方云々ということですが、私どもは一度

きちんと十日に出してあらいたい。十
二日なら十二月、十五、六日なら十

○淺沼委員 今の問題に関連しながら官房長官にお伺いしたいと思うのですが、政府では衆議院に対して、参議院と協議の上かかるべくとりはからいを願いたいという申出があつたようあります。政府は衆議院以外に、参議院ある。

では、政府は如何に意思表示をしなかつたのであります。というのは会期を延ばすことは、国会で決定あそばすことになりますから、政府は、ただ議案、法案等を通過せしめたいということを熱望いたしております。ついては会期の延長方について、参議院と御協議の

何も官房長官では足りないというわけではありませんが、総理大臣に聞きたいことがあるのだ。官房長官は政府を代表して出たといつてもおかずから別である。自然それは總理事故ある場合においては、代表すべき者があって、今まで林副総理がたび々出ら

党の方に帰りまして、どう扱うかということをきめてとりはからいたいと思います。議事が済んだあとでよいのですが、三十分くらい猶予を願いたいと思います。

○神山委員 ちょっとと官房長官に聞いておきたい。いま日付を忘れました

五、六日とはつきり言つてもらいたいと言つたが、いつもなまず聞答みたいに逃げた。しかるに会期の延長の責任が野党側にあるがごとく、山口国務大臣が国会討論会で言つておる事実がある。その次に財政演説に対する質問が、延びた原因は、あなたも御承知の

シミが記憶めぐらしそんが、結果方針す
びに官房長官が運営委員会に出席され
て、会期延長の問題について政府の立
場を述べられたというように聞いてお
るので、参議院に申入れをやつたた
のはいつ申入れをやつたのか。きよう
の運営委員会には、参議院の要求で官
房長官、総理が自発的に出て来るの

○淺沼委員 それでお伺いいたしますが、今まで政府は大体において日を切つて幾日くらいあればということであつたのですが、今度は日を切つておらぬ。

あるいは委員会等には、大分出席され
て、衆議院の方にはあまり総理大臣は
出られぬ。ことに議会の運営といふこと
になれば、一応議長は衆議院を代表
して、政府等と関係を保ちますけれど
も、議事運営の上において、一体どこ
が政府との関連を持つかと言えば、こ

○増田國務大臣 神山さんにお答え申
し上げます。十日ころを目標にして提
出方をせつかく怠りであります。こう
して、一番初めは大体十日ころには何
とかなると、いうようにおつしやつた記
憶はありませんか。

○曾田国務大臣　総理が参議院の眞理
か、それから參議院に立てる要望は
どういうものであつたのかということ
を伺いたいと思います。

○浅沼委員 今までどうですか。
○増田国務大臣 今まで参考に何か
政府の意見を開陳せよということを議

の運営委員会である。この運営委員会の要求があれば当然出て来なければならぬ。私は極力その方向に向けて行くことが当然だと想う。そういう取扱い

委員会に出でられたのはどうしたことかと申しますと、昨日参議院の社会党の中村正雄君が総理の出席要求をしておつたのです。ところが政府がそのこと

選で言われまして、政府にこんなところを見込んでおりますが、しかしながら会期は自主的に御決定あそばすことであると申し上げております。

○大村委員長 宮房長官、この際何か御発言ござりますか。

す。あたかも総理が衆議院における食
確法の裁決のために登院いたしました
から向うへまかり出た、こういう次第

れども、どのくらいのところを延ばしてもらいたいということを言ったが、今日はそういうことでなく、政府は重

が、きょうは脅迫で御都合が悪いといふことになりますから、その点を申し上げておきます。副総理は総理に事故

いたしまして、重要な法案議案が、今や
て、まず第一に衆議院へ行き、それか
ら参議院へ行きました。政府の意向と

要請事務の方立派らしい。おもしろい、それで
すね。それからもう一つは総理大臣は
たまく出席したということを言われ
ておるのであるが、今神山君から言われ

○淺沼委員 会期の問題はただいま初
かあるときは何事かものであつた
すが、数日来欠席をいたしております
す。

本日余は、
樹終日に参ります。本日余は、
すところ十四時間半しかない。そういう
う状況からにらみますと、会期等の件
につきまして、参議院と御相談の上御
配慮願ふことを希望します。こういう

いたいと要求するのであって、何も官房長官の出ることでなく、政府を代表する意味から総理大臣に出てもらいたい。しかしながら総理大臣が出られぬ

前の会のときにも、衆議院側において私とも聞くのでありますて、この間は会期を延長しない、何かの問題があつたときにはまた考へようというふうになつておつて、今初めて政府から申

○神山委員 それならけつこうです。予算の提出については私は初めから意ををおしておる。十日とおりしやるなら、これを申し上げました。

出でまおした。これはわれらの手筋の
一つであると思ひます。

○神山委員 それは詭弁だ。自分で運
営委員会に来て十日と言ひ、十二日と
言い、十四日と言ひて、さらに十六日

に質問演説が延びた責任は、ことごとく君たちの失態にあるのじやないか。

その責任を一言も認めないと、一般の功績であるとは何事だ。現に山口國務大臣はこの前ここへ出席して、まことに遺憾でありますと言つておる。同じ政府部内で官房長官は功績あると言つておる。これはどういうことだ。答えられないのか。

〔答弁無用と呼ぶ者あり〕

○淺沼委員 この際、会期延長の問題と関連して聞いておきたい。というのは政府の方では重要議案を成立せしめたいために延ばしてもらいたいといふことであります。しかし通常国会がすぐ四日から開けることになつておる。形式的にまた一応、重要議案が成立しない形になつても、継続審議にしておけば、すぐ四日からあらためて国會が開けるから、案外政府は御心配にならなくとも、議会は継続から継続といふ形になつて問題はないと思う。新闘によりますと、政府の方は何か早く予算案も出され、また総理大臣の施政方針の演説も十三日ごろと出ておりますが、通常国会で法案、あるいは予算案の出る大体のプログラムでも聞かれればけつこうです。

○増田國務大臣 来国会の予算をいつごろ提出するか、それから施政方針、財政演説等をいつごろするということは今のところ決定いたしておりません。大体の法案はいろいろ考へておきますが、今のところまだ確たる見込みはついておりません。ただし御承知の通り各議員のそれ／＼の箱の中には、明年度の予算の大綱は入れ

る予定をいたしております。

○淺沼委員 これは大藏大臣が表に発表されておるのではなく、それ／＼の話題の中にわれ／＼は間接に聞くのであります。

○増田國務大臣 そういうお説のよう

な見込みの出せないことはございませんが、政府といたしましては、まだはつきりと大体の見込みを申し上げかねる次第であります。

○神山委員 官房長官に御尋ねしますが、今淺沼君の言われたことは、新聞の報道ですから、あなたはそれは知らないとおつしやるかもしれないが、新聞報道の中には郡君と橋本君その他の話合いの結果、こういうふうにきまつたということを書いておる。そういうことをあなたは知つておるか知らないかということです。

○増田國務大臣 種々の相談はいたしましたことがござります。

○神山委員 あなた自身はそういうよ

うな動きをなさつたことはありませんか。

○増田國務大臣 各種の相談をいたしておりますが、まだ決定しておません。

○大池事務総長 そういたしますが、この規定案の方は、法律案が通過しました。

○大池事務総長 そういたしますが、この法律は、公布の日から施行します。

1 この法律は、公表の日から施行する。但し、第十条の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内払とみなす。

○大池事務総長 これを簡単に御説明申し上げます。ちょうど中ほどの第十

き御指摘のような意見もあります。党としても意見はあります。もつとも適当と認める時期に発表するわけであります。

○神山委員 いずれ私の方では総理の出席を求めます。きょうは御苦労さんでした。

○大村委員長 ほかに官房長官に対する御質問はありませんか。—それではどうも御苦労さまでした。

○大池事務総長 ひとつおきめ願いたい点がございます。それは先日の人事官弾劾の訴追に関する法律案を、こちらで仮決定をいたしまして、参議院に送つて、参議院も正式の委員会として研究しておきましたので、同意の旨の返事がございました。それは人事官弾劾訴追に連絡をしましたところ、昨日OKが参りました。つきましてはこの際正式に御決議を願いたいと存じます。

○大村委員長 それでは人事官弾劾訴追に關する法律案及び人事官弾劾訴追手続規程案は、原案の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大池事務総長 それでは原案の通り決しました。

○大池事務総長 そういたしますが、この規定案の方は、法律案が通過

手続規程案は、原案の通り決するに御異議ありませんか。

○大池事務総長 あなた自身はそういうよ

うな問題について、新聞発表をするよ

うな動きをなさつたことはありませんか。

○大池事務総長 あなた自身はそういうよ

うな問題について、新聞発表をするよ

うな動きをなさつたことはありませんか。

○大池事務総長 あなた自身はそういうよ

うな動きをなさつたことはありませんか。

○大池事務総長 あなた自身はそういうよ

うな動きをなさつたことはありませんか。

の法律の一部改正に關する法律案、この中に秘書の手当の件がございます。

額七千円」を「月額九千円」に改める。これは秘書の給与といたしまして、補正予算等でとれますれば、ただちにこれが給与の方法ができるわけであります。九千円に改めるということにお願いです。

○大池事務総長 その法律の一部を改正す

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正す

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正す

第八条の二 各議院の役員及び特別委員長は、国会開会中に限り、予算の範囲内で議会雑費を受ける。但し日額二百円を超えてはならない。

第十条中「月額七千円」を「月額九千円」に改める。

第十二条の二 衆議院議長から人事官弾劾の訴追に關する訴訟を行ふことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

第十三条の二 衆議院議長から人事官弾劾の訴追に關する訴訟を行ふことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内払とみなす。

○大池事務総長 これを簡単に御説明申し上げます。ちょうど中ほどの第十

条というところから一応御説明して、國会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正す

ます。またあとにもどります。「第十条中「月

額七千円」を「月額九千円」に改める。これが給与の方法ができるわけであります。九千円に改めるということにお願いです。

○大池事務総長 これが給与の方法ができるわけであります。九千円に改めるということにお願いです。

で予算の流用の問題が非常にむずかしくなっています。そこで、御用の認可ということが困難であります。特に予備金等で流用して支払わなければならないと、いう面が出て参りましたときに、なかなかそれができないというようなことになつておりますので、国会の開会中限りまして、予算の範囲内で議会の雑費を受けるという形にお願いをいたしました。これらの諸費用に充てていただきたいという意味で、各議院の役員及び特別委員長ということにして、ただきたい、こういうことあります。但しその金額は日額二百円を越えではないという限度を設けまして、この一条を入れてもらいたいといふのが八条の二であります。この点は予算の範囲内であるならばよろしいと、いうことの関係方面等の意向で、今日まで折衝いたしましてようやくOKが参った次第でありますので、お願いをいたしたいと思います。

○淺沼委員 ちよつと伺いますが、ただきたいという意味で、各議院の役員及び特別委員長ということにして、ただきたい、こういうことあります。但しその金額は日額二百円を越えてはならないという限度を設けまして、この一条を入れてもらいたいといふのが八条の二であります。この点は予算の範囲内であるならばよろしいと、いうことの関係方面等の意向で、今日まで折衝いたしましてようやくOKが参った次第でありますので、お願いをいたしたいと思います。

○大池委員長 ちよつとお伺いしますが、十二条の二の実費という点で、役員、特別委員長の方は国会開会中に限るということになり、閉会中のことは、官訴追の方は、閉会中といえどもやはり受けれるということになるのでしょうか。

○大池委員長 どういうくらいになりますか、あとで別に定めるということをもむずかしいと思います。また現実に行かれなくてもいろいろ調べがありますので、そういうものをお加えてやるか、どういうようになりますか。これはまつたく現実に起

づた場面を見なければなりません。そこで、その場面に際して、いろ／＼御希望や、実際にいろ／＼新しい仕事があるということでお願いをすることになります。また、予算の範囲内で議会の雑費を受けるという形にお願いをいたしました。それで、支払わなければならぬと、いう面が出て参りましたときに、なかなかそれができないというようなことになつておりますので、国会の開会中限りまして、予算の範囲内で議会の雑費を受けるという形にお願いをいたしました。これらの諸費用に充てていただきたいという意味で、各議院の役員及び特別委員長ということにして、ただきたい、こういうことあります。但しその金額は日額二百円を越えてはならないという限度を設けまして、この一条を入れてもらいたいといふのが八条の二であります。この点は予算の範囲内であるならばよろしいと、いうことの関係方面等の意向で、今日まで折衝いたしましてようやくOKが参った次第でありますので、お願いをいたしたいと思います。

○大池委員長 ちよつとお伺いしますが、十二条の二の実費という点で、役員、特別委員長の方は国会開会中に限るということになり、閉会中のことは、官訴追の方は、閉会中といえどもやはり受けれるということになるのでしょうか。

○大池委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

〔参照〕
二十六年十一月三十日決定

第三章 議員会館に関する規定	
第二章 世話人会	
第一条 議員会館は、第一号館から第五号館までを議員室に充て、各号館の議員室の合計数は二百七室とする。	各号館毎の議員室の室数及び室番号は、次の通りとする。
第一号館 第二号館 第三号館 第四号館 第五号館 第六号館 第七号館 第八号館 第九号館	一〇一号一一一號 二〇一号一二一號 三〇一号一三一號 四〇一号一四一號 五〇一号一五〇九號 六〇一号一六一三號 七〇一号一七一號 八〇一号一八一號 九〇一号一九一號
区 別	一階の室番号
	二階の室番号
	室数

区 別	一階の室番号	室数	二階の室番号	室数
第一号館	一一一號 一二一號 二二一號 三二一號 四二一號 五二一號 六二一號 七二一號 八二一號 九二一號	一一 一一 一二 一二 一二 一〇 一四 一四 一二 一二	一一一號 一二一號 三二一號 四二一號 五二一號 六二一號 七二一號 八二一號 九二一號	一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二

第三章 議員会館に関する規定	
第二章 世話人会	
第一条 議員会館は、第一号館から第五号館までを議員室に充て、各号館の議員室の合計数は二百七室とする。	各号館毎の議員室の室数及び室番号は、次の通りとする。
第一号館 第二号館 第三号館 第四号館 第五号館 第六号館 第七号館 第八号館 第九号館	一〇一号一一一號 一二一號 二二一號 三二一號 四二一號 五二一號 六二一號 七二一號 八二一號 九二一號
区 別	一階の室番号
	二階の室番号
	室数

第一章 議員事務室割当	
第一条 議員事務室（以下議員室と呼ぶ）の各党派に対する割当は、	その所屬議員数の比率によつて決
第二条 議員室は、議員の職務遂行	定する。
第三条 議員会館は、第一号館から第五号館までを議員室に充て、各号館の議員室の合計数は二百七室とする。	各号館毎の議員室の室数及び室番号は、次の通りとする。

第二章 議員室の使用	
第一条 議員室は、議員の職務遂行	のため割当を受けた議員が、これを使用する。
第二条 議員室の使用者が他の議員とその使用角を変更しようとする場合に	は、その所屬党派事務長を通じて所要の手続を行わなければならぬ。
第三条 議員室は、議員の職務遂行	のため割当を受けた議員が、これを使用する。
第四条 議員室の使用	は、本院備付のもの以外は使用

第三章 議員室の使用	
第一条 議員室は、議員の職務遂行	のため割当を受けた議員が、これを使用する。
第二条 議員室の使用者が他の議員とその使用角を変更しようとする場合に	は、その所屬党派事務長を通じて所要の手続を行わなければならぬ。
第三条 議員室は、議員の職務遂行	のため割当を受けた議員が、これを使用する。
第四条 議員室の使用	は、本院備付のもの以外は使用

第四章 議員室の使用	
第一条 議員室は、議員の職務遂行	のため割当を受けた議員が、これを使用する。
第二条 議員室の使用者が他の議員とその使用角を変更しようとする場合に	は、その所屬党派事務長を通じて所要の手續を行わなければならぬ。
第三条 議員室は、議員の職務遂行	のため割当を受けた議員が、これを使用する。
第四条 議員室の使用	は、本院備付のもの以外は使用

第五章 開会準備	
第一条 議員室には宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第二条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第三条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第四条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第五条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第六条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第七条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第八条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第九条 議員室には、宿泊しないのを原則とする。但し、会議が深夜にねたり帰宅し得ないとき、その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。	い。
第十条 議員室の使用者は、火災、盜難の予防等に万全の注意を払うとともに、外出又は退館の際は電気、火気、戸締等に厳に注意しなければならない。	は、開かないものとする。
第十一条 議員室の使用者は、火災、盜難の予防等に万全の注意を払うとともに、外出又は退館の際は電気、火気、戸締等に厳に注意しなければならない。	は、開かないものとする。
第十二条 議員室の鍵は、外出又は退館の際は会館事務室に預けなければならない。	は、開かないものとする。
第十三条 議員室の使用者は、党派に直接の関係のある会合で、議員が主催する場合に限る。但し、議員が会館長に届け出で紹介した議員秘書のみの会合は、これを認めることとする。	は、開かないものとする。
第十四条 議員の責任は、これを主催する議員が負うものとする。但し、議員秘書のみの会合については、この会合を届け出た紹介議員が負うものとする。	は、開かないものとする。
第十五条 会議室を使用しようとするときは、会議の日時、目的及び出席人員数を、予め主催議員又は紹介議員から会館長に届け出るものとする。	は、開かないものとする。
第十六条 各号館には、すべて本館玄関より出入するものとする。	は、開かないものとする。

審議すれば何のさしつかえもないから、継続して四日からお始めになつたらいかがですか。

○玉井祐吉君 代議士会を開いていろいろな点から論議されました、結論は会期延長に反対、理由は今まで述べられましたことで大体尽きておるので、あえてつけ加えません。

○石田(博)委員 いろいろと何か言っておられたようですが、わが党は延長やむを得ないものと考えます。○大村委員長 それでは十二月三日まで、三日間会期を延長するに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○大村委員長 なお念のため、延長に反対の方の挙手を願います。

〔反対者挙手〕

○大村委員長 十三対十で十二月三日まで、三日間会期を延長することに決しました。本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会